

公共工事の品質確保の 促進に関する法律

公共工事の品質確保の促進に関する法律 (通称、品確法)

- 公共工事の品質特性
- 公共工事を取り巻く現状
- 品確法の概要

公共工事をとりまく最近10ヶ年の動向

平成 5年12月	中建審「公共工事に関する入札・契約制度改革について」 * 背景: ・ゼネコン汚職問題 ・外国企業の参入問題
平成 6年 6月	一般競争入札方式、公募型指名競争入札方式の導入 * 一般競争入札(7.5億円以上)・公募型指名競争入札方式(2~7.5億円)等の導入
平成 7年 6月	「工事請負契約書の制定について」(最終:平成16年3月改正)
平成 7年12月	WTO政府調達協定締結 * 建設市場の国際化の進展 ・国 工事: 450万SDR、設計: 45万SDR ・政府関係機関 工事: 1,500万SDR、設計: 45万SDR ・都道府県等 工事: 1,500万SDR、設計: 150万SDR

公共工事をとりまく最近10ヶ年の動向

平成10年 2月	中建審「建設市場の構造変化に対応した今後の建設業の目指すべき方向について」 ～ 技術と経営に優れた企業が伸びられる 透明で競争性の高い市場環境の整備 ～ 入札契約制度の更なる改善 * 多様な入札・契約方式の導入 (入札時VE・契約後VE・技術提案総合評価方式・設計施工一括発注方式) * 入札・契約手続の透明性の一層の向上 (経営事項審査の結果公表、資格審査格付結果の公表、予定価格の事後公表)
平成10年 3月	土木工事検査技術基準(地方建設局の所管する土木工事)
平成12年 4月	土木工事監督技術基準(地方建設局の所管する土木工事)
平成12年12月	低入札価格調査制度による対象工事の重点調査を開始

公共工事を取りまく最近10ヶ年の動向

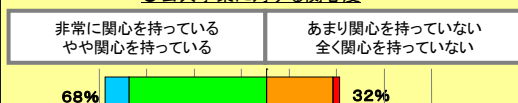
平成13年 4月	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」施行 * 公共工事に対する国民の信頼確保と建設業の健全な発展 (透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除の徹底)
平成13年 4月	請負工事成績評定要領の制定(地方整備局の所管する直轄工事)
平成15年 3月	公共事業コスト構造改革プログラム(H15→H19の5カ年間)
平成17年 4月	「公共工事の品質確保の促進に関する法律」施行 * H17. 8 品確法基本方針策定 * H17. 9 直轄工事における品質確保促進ガイドライン
平成17年 7月	入札談合の再発防止対策について * 一般競争方式の拡大(2億円以上) * 総合評価方式の拡大と充実(金額ベース5割超目標)
平成18年10月	一般競争入札の拡大(全ての工事が対象)

国民は公共事業にどのようなイメージを持っているか？

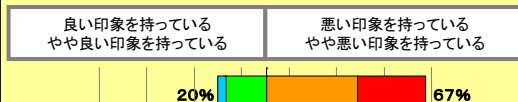
○公共事業の必要性を唱える国民が多い一方、公共事業に対する印象が非常に悪い

○国土交通省からの情報発信も、国民にとって不十分な実態が明確化

●公共事業に対する関心度



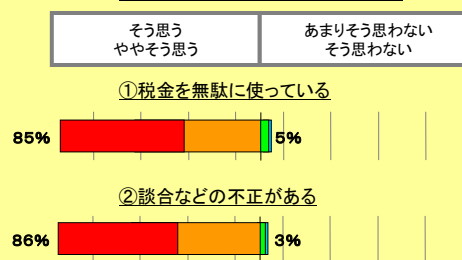
●公共事業に対する印象



●公共事業の必要性



●公共事業に関する具体的イメージ



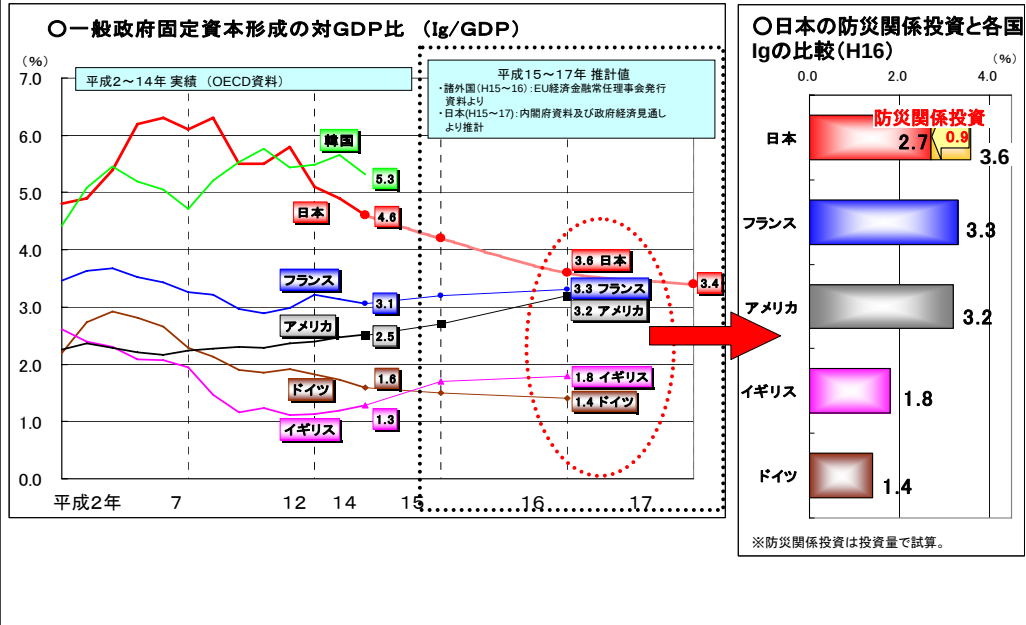
①税金を無駄に使っている

②談合などの不正がある

※調査の概要

- ・インターネット調査による(民間調査会社に委託)
- ・平成17年4月末に調査を実施
- ・N=3000人
(全国・国勢調査の人口構成を基に制度設計)

一般政府固定資本形成(Ig/GDP)の比較



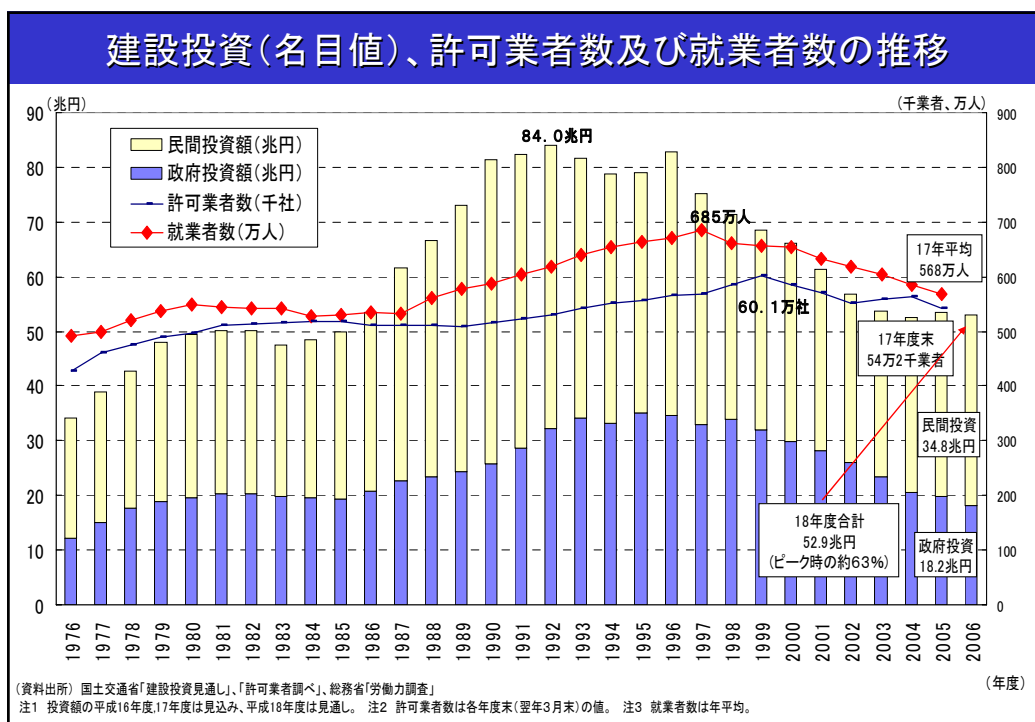
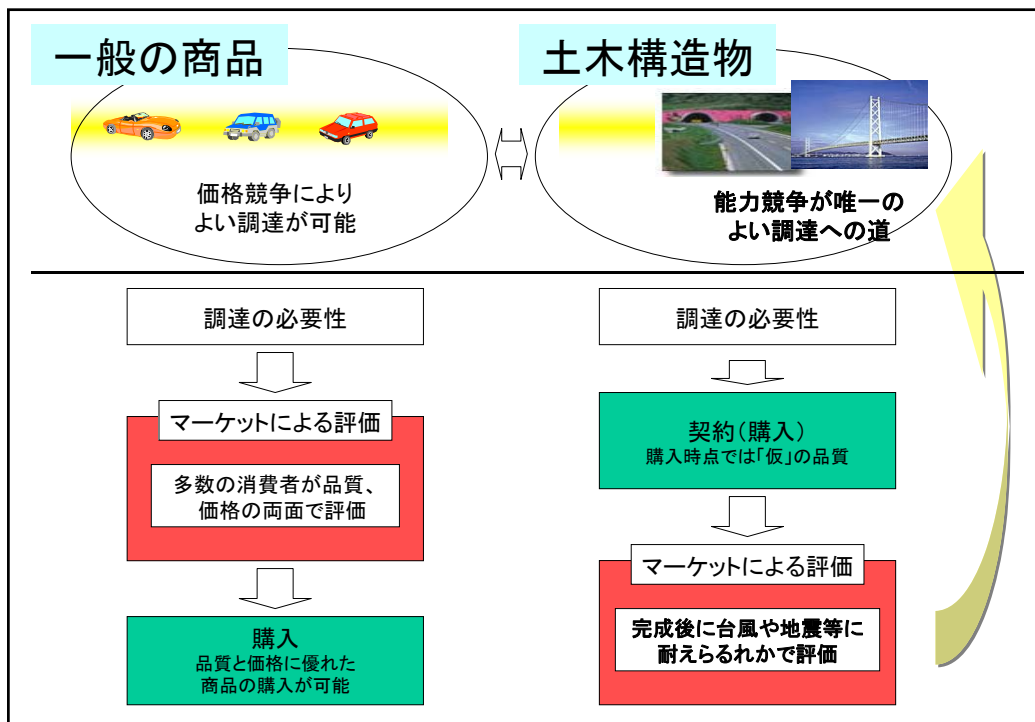
公共工事の品質特性

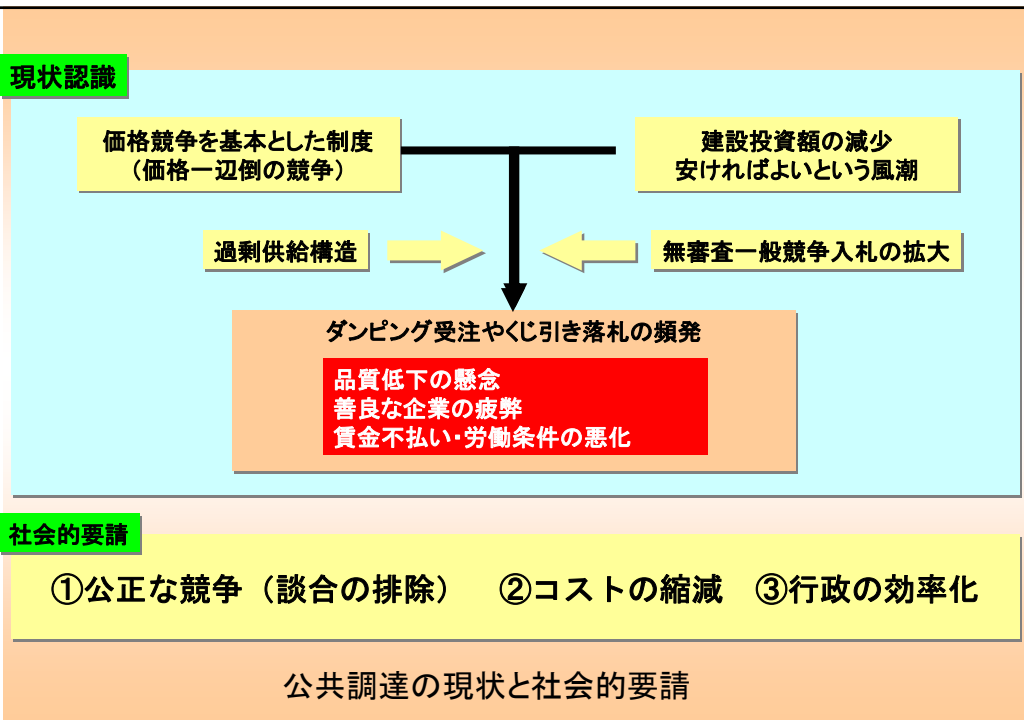
公共工事の特性・・・一般の製造業には無い特徴

- ・単品受注生産～契約時点で工事目的物が存在しない
- ・現地生産～品質管理に工夫が必要
- ・不可視部分が多く不良があっても発見が困難
- ・不良品と判明しても取り替えることは著しく困難

公共施設の特徴

- ・不特定多数の国民が長期にわたり活用
- ・一般に施設の規模が大きく、工事段階及び管理段階において環境への影響が大きい
- ・施設のライフサイクルにわたる長期間の品質確保が必要
- ・公的機関によって公的資金を主たる財源として整備





品質確保の取組の必要性

○入札・契約制度改革

- ・ 公正さの確保：一般競争入札の採用など透明性・客観性、競争性の向上
事前の資格審査が適切に行われないと施工能力に欠けるものが落札
無制限の一般競争では極端な低価格の受注に伴う品質の低下の懸念

○建設コストの縮減

- ・ 品質確保向上努力とあわせて考えなければ品質に対する懸念材料

○建設市場の国際化

- ・ 契約書、仕様書等の明確化と設計の完成度の向上が必要

○公共投資の縮減

- ・ 公共投資の縮減の中、過当競争によるダンピングの発生

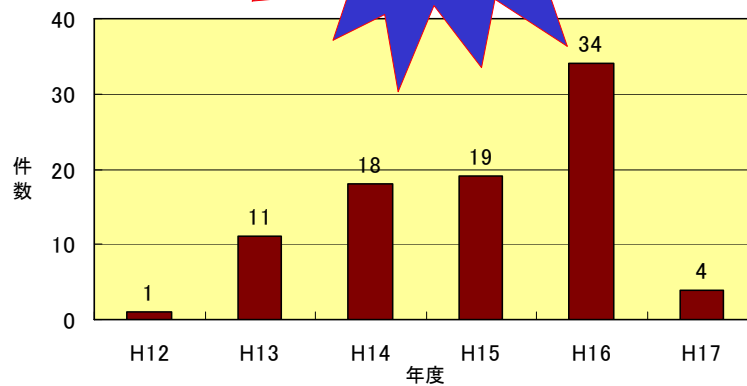
○発注者の体制

- ・ 技術者の不足

建設業法に基づく指示及び営業停止処分件数

(内訳)
 ・主任技術者等の不設置
 ・独占禁止法違反
 ・虚偽申請 等

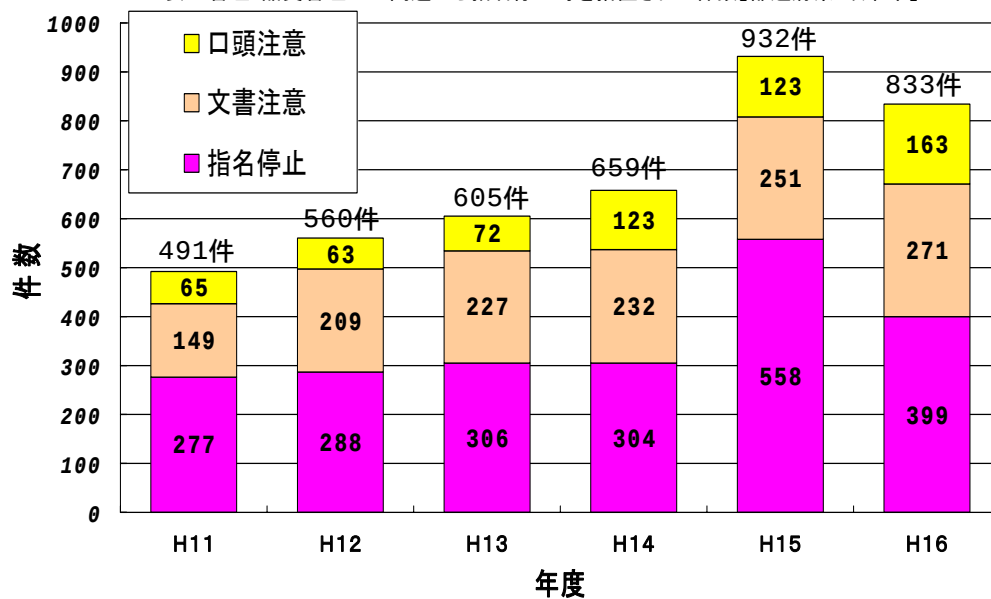
品確法施行以前は
増加傾向！！



(中部地整管内)

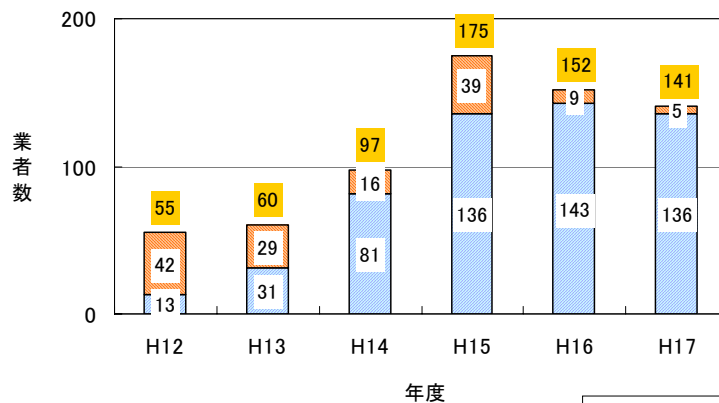
地方公共団体における不良工事の発生状況

安全管理・品質管理上の問題から指名停止等を措置された件数【都道府県・政令市】



中部地整での指名停止業者数

- ・指名停止業者数が近年急増
- ・急増分の大部分を建設業法違反を含む不正行為等に起因するものが占めている



:「工事に係わる事故等」によるもの
 :「不正行為等」によるもの

不正行為等とは
 贈賄・独占禁止法違反行為・建設業法違反行為等をいう

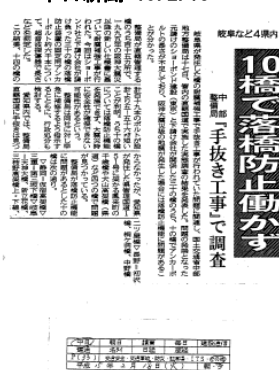
社会的に大きな影響を及ぼす公共工事の品質不良

山形新聞 14. 11. 1



トンネルの一部区間において覆工コンクリート厚の出来形が不足
↓
補修工事により、片側交互通行規制が約1年間発生

中日新聞 15. 2. 18



橋梁橋脚の耐震補強用アンカーボルトの定着長不足
↓
落橋防止機能が働かず、大地震時に安全確保できないおそれ

福島民友新聞 15. 4. 1



アーチリブを連結する横支材の仕口の製作方法を誤り、橋桁が水平方向にずれ
↓
是正工事により、福島県南と会津を結ぶ甲子道路の供用が1年遅延。

社会的に大きな影響を及ぼす公共工事の品質不良

朝日新聞
平成17年7月20日付

クレーン転倒、県内で多発 「競争の厳しさ」原因

愛知労働局

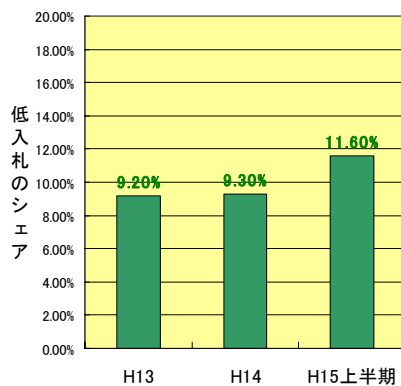
受注環境が厳しくなる
とクレーンが倒れる？
―。県内で今年連続して
いる移動式クレーンの
事故原因を、「競争の激
化によるコスト削減問
題」とする分析結果を愛
知労働局が出した。例年
を上回るペースで発生す
る事故を重く見て、同局
は適正な工事を業界団体
や県内建設会社トップに
直接呼びかけ、事故の防
止へ乗り出した。
「トップの認識と行動
力が必要。自らリーダー
た。

県下では今年になつて
から1月2件、2月1
件、4月1件、6月2件
の計6件の移動式クレー
ンの転倒事故が起きてい
る。昨年は年間5件。
同局によれば、半期に
6件もの事故が起きるのは
異常な事態。昨年と今
年で人身事故になったの
は、件数だけだったが、ク
レーンの転倒は重大事故
につながるから指導
に乗り出した。
同局がこれまでの転倒
事故の原因を分析したと
ころ、クレーンのつり上
げ能力を超えたと作動す
る「過負荷防止装置」を
無効にしていた例や、ク
レーンの選定や配置など
の作業計画自体がないも
のが目立った。
こうした状況を引き起
こす原因を、同局は「建
設業界を取り巻く厳しい
状況の中で競争が激化。
単価を下げるために十分
な能力を持ったクレーン
が選ばれず、定格オーバ
ーの状態で実施する作業
が常態化している」と分
析する。「業者も被害
に巻き込まれかねないの
で、十分注意してほし
い」と話す。

直轄及び都道府県における低入札による受注の推移

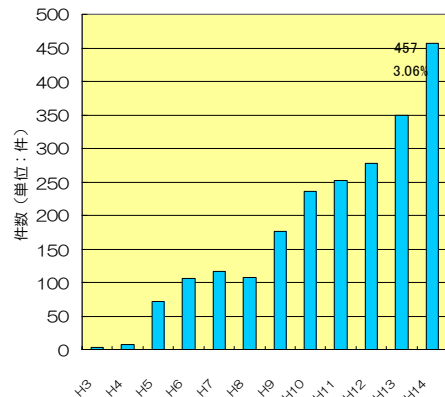
- ・国土交通省直轄工事においては、低入札が年々増加し、H14年度には457件(全体の約3%)
- ・都道府県では、全体の約1割は低入札受注

全都道府県における
低入札の状況



※落札率85%未満の工事のシェア

国土交通省直轄工事における
低入札の状況



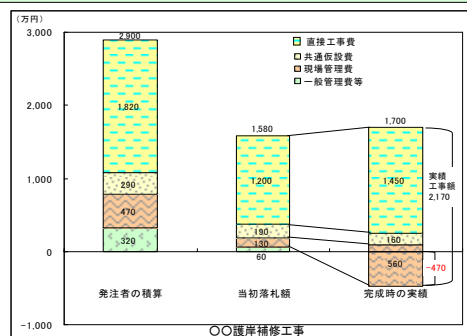
※直轄の低入札工事の平均落札率は約75%

低入札工事における問題点(全国ベース)

- ①低入札工事については、完成時の実績データにおいて**平均的に赤字受注**となることが確認できた。
低入札工事の各経費については、**工事の標準的な経費を少なからず下回り**、また、入札時の**予定と最終的に要した実績とは大きく異なっている**。
- ②低入札工事では、受注者において、コストを抑えるために**工期を短縮しようとする意識**が働いている。その結果、安全確保のため通常は採用しない**無理のある工法**を採用する事例が発生している。
- ③**落札率が低くなるほど**、工事成績評価**70点以下の工事**や**下請企業が赤字**の工事の割合が**増加**する。
- ④低入札工事は、標準工事に比べ、**平均工事成績評価点が低くなる傾向**にある。
また、落札率が低くなるほど工事成績評価点**65点未満の工事の割合が増大**し、70点以上の工事の割合が減少する。
- ⑤下請契約の契約書において「契約工種」や「数量」を明記していないなど**不備が見られる工事**は、**落札率が低いほど多い**。
また、落札率が下がるほど、**下請企業が赤字**となる工事の**比率が増加**する。

①低入札工事の各経費の状況

- ・低入札工事については、完成時の実績データにおいて**平均的に赤字受注**となることが確認できた。
- ・低入札工事の各経費については、工事の標準的な**経費を少なからず下回り**、また、入札時の**予定と最終的に要した実績とは大きく異なっている**。その結果、その場しのぎのコストの削減のため、必要な交通誘導員を減らすなどの**手抜きを行う事例**が発生している。



直接工事費: 工事事務所の施工に直接必要な経費(労務費、材料費など)
 共通仮設費: 工事事務物の施工に共通的に必要な経費(交通誘導員の給料、現場設置費など)
 現場管理費: 工事現場を管理するのに必要な経費(現場代理人給料、税金支払など)
 一般管理費等: 企業の継続運営に必要な経費(本社社員給料、本社建物経費など)

平成14年3月1日～平成16年3月31日に施工した直轄土木工事(港湾・空港工事を除く)
 (235件のうち、落札率70%以下の工事120件のうち代表的な1工事を抽出)

◇事故の事例

事務所名 〇〇国道事務所

工 期 6ヶ月間

予定価格 268,852,500円(税込み)

契約額 182,490,000円(税込み)

落札率 67.9%

工事概要

〇〇県〇〇市〇〇地先において、〇〇自動車道の路体盛土及び現道のボックスカルバート築造の工事

事故概要

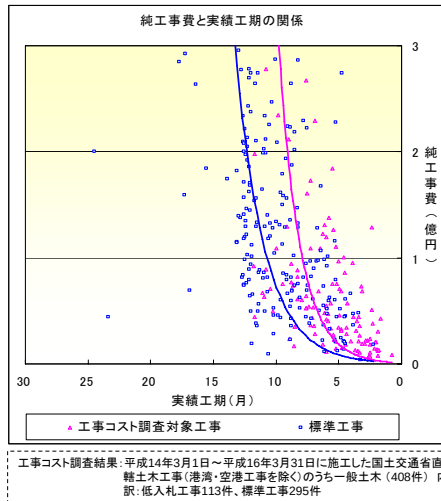
ストックヤードから工事現場に路体盛土用土砂を運搬するため、ダンプトラックで工事用道路を走行中、工事用道路と一般道が交差する箇所で、一般道を横断する際に一般車両と衝突した。

理 由

ダンプトラックでの土砂運搬にあたり、昼食時間中もダンプトラックが通行するにもかかわらず、経費削減のため、工事用道路と一般道の交差部の交通誘導員の交代要員等を適切に配置していないため、昼食休憩時に交通誘導員が不在となり、交通誘導員の誘導のないままにダンプトラックが一般道に進出したため一般車両と衝突した。

②低入札工事の工期について

・低入札工事では、受注者において、**コストを抑えるために工期を短縮**しようとする意識が働いている。その結果、安全確保のため通常は採用しない**無理のある工法を採用する事例**が発生している。



◇事故の事例

事務所名 ○○ダム工事事務所

工 期 6ヶ月間

予定価格 185,755,500円(税込み)

契約額 142,590,000円(税込み)

落札率 76.8%

工事概要

○○県○○村において、○○ダム本体施工に支障となる一般県道○○線の切回し道路を築造する工事(道路延長L=471m)

事故概要

本工事のための工事用進入路築造に支障となる埋設物(水道管)の切り直し作業にあたり、埋設物の位置確認のための試掘をバックホウで行ったため、バケットで埋設管(水道管)を損傷させた。

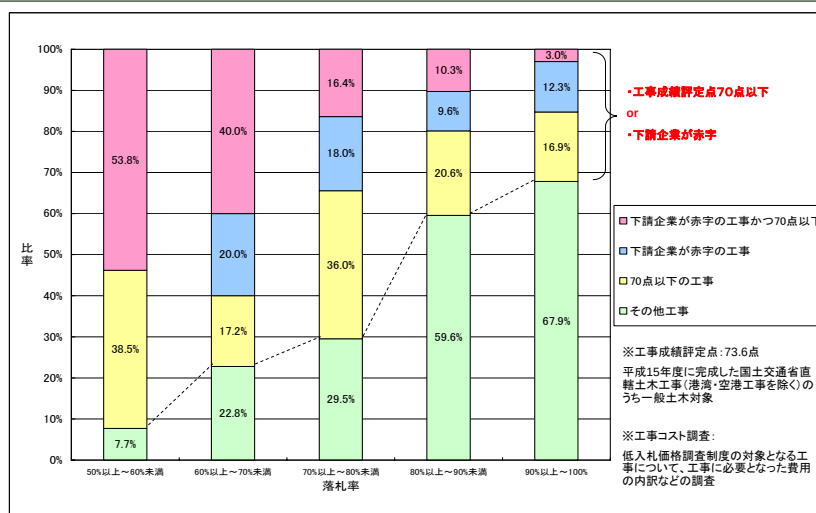
理 由

埋設管については管理者の台帳などで事前に把握していたが、詳細な位置確認のための試掘を行うにあたり、本来、人力掘削等で慎重に行う必要があるにもかかわらず、経費削減のため機械掘削を行った。

※工事コスト調査：
低入札価格調査制度の対象となる工事について、工事に必要となった費用の内訳などの調査

③「工事成績評定点70点以下の工事」や「下請企業が赤字の工事」の発生状況と落札率の関係

・落札率が低くなるほど、工事成績評定70点以下の工事や下請企業が赤字の工事の割合が**増加**する。



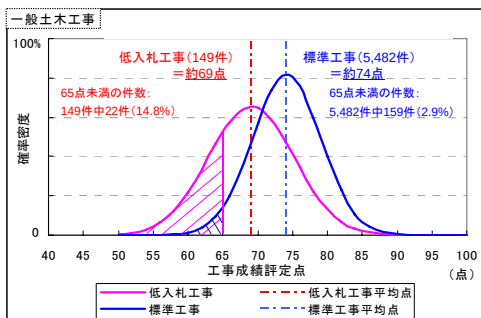
工事コスト調査結果：平成14年3月1日～平成16年3月31日に施工した国土交通省直轄土木工事(港湾・空港工事を除く)のうち一般土木対象(547件) 内訳：低入札工事111件、標準工事436件

④低入札工事と工事成績評定点の関係

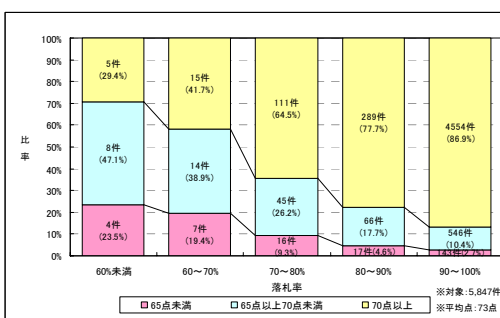
- ・低入札工事は、標準工事に比べ、**平均工事成績評定点が低くなる傾向**にある【左図】。
- ・また、落札率が低くなるほど**工事成績評定点65点未満の工事の割合が増大**し、70点以上の工事の割合が減少する【右図】。

※落札率が異なると、工事成績評定点には統計的に有意な差が生じることを確認

◇工事成績評定の分布状況【標準工事と低入札工事比較】



◇落札率別の工事成績評定点の件数割合

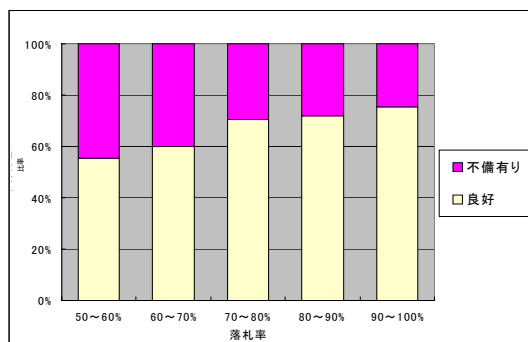


平成15年度に完成した国土交通省直轄土木工事(港湾・空港工事を除く)のうち一般土木対象

⑤低入札工事における施工体制の状況

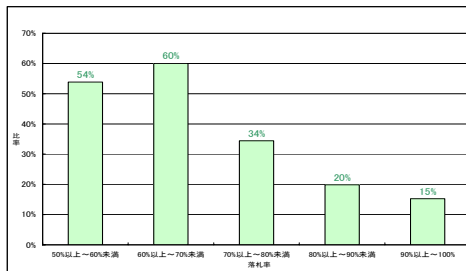
- ・下請契約の契約書において「契約工種」や「数量」を明記していないなど**不備が見られる工事は、落札率が低いほど多い**【左図】。
- ・また、**落札率が下がるほど、下請企業が赤字となる工事の比率が増加**する。【右図】。

◇下請契約の記載内容の点検結果



※H17施工体制一斉点検結果: 平成17年10月1日～11月30日に施工中の国土交通省直轄土木工事(1,135件)

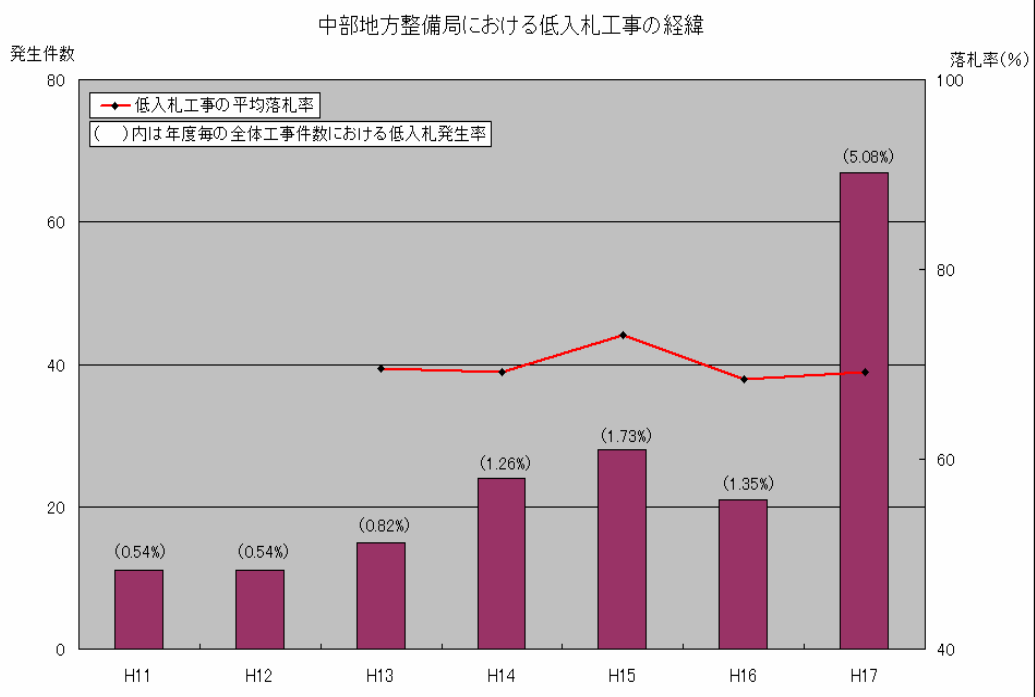
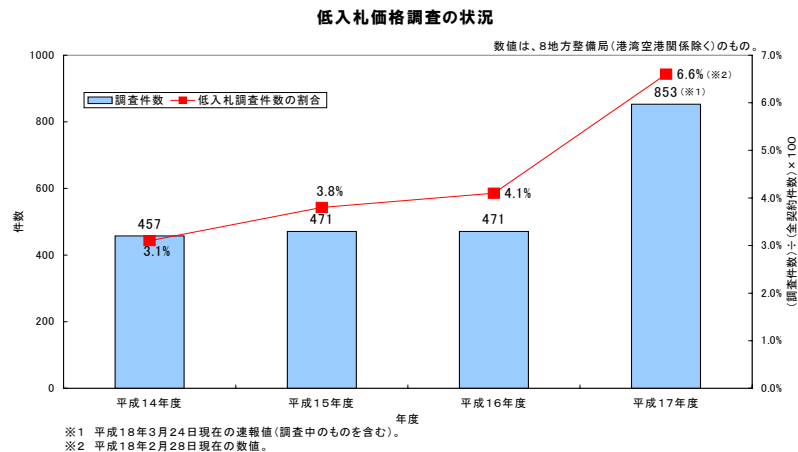
◇落札率と下請業者の赤字工事の比率

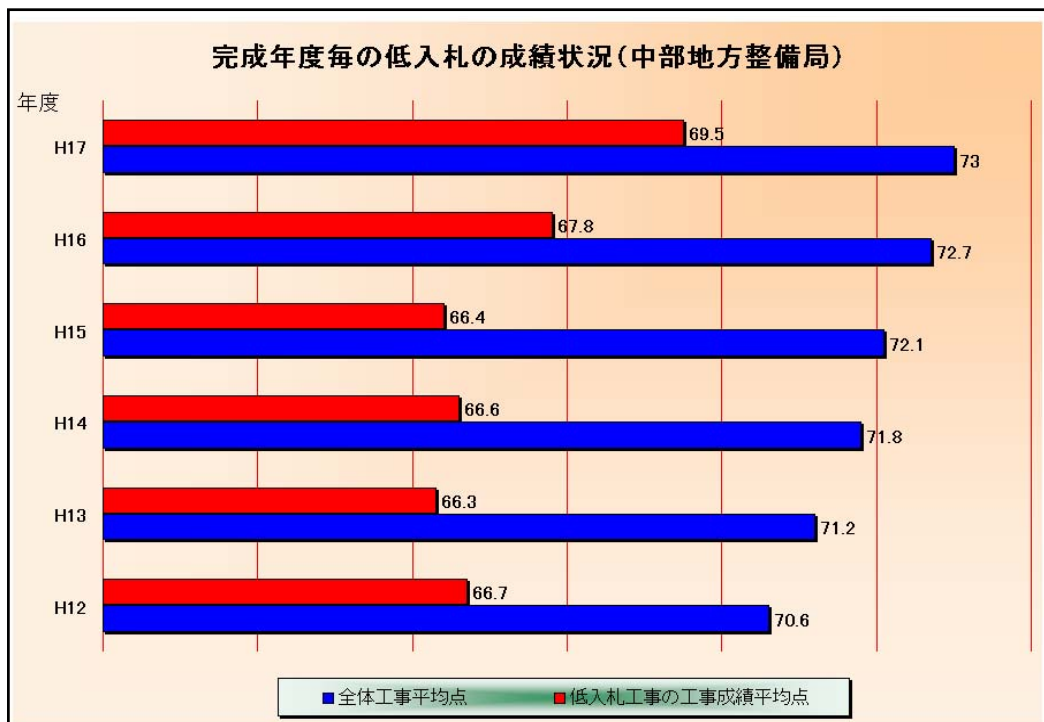


平成14年3月1日～平成16年3月31日に施工した国土交通省直轄土木工事(港湾・空港工事を除く)のうち一般土木対象(547件) 内訳: 低入札工事111件、標準工事436件

(参考資料) 低入札価格調査の状況

・全契約件数に占める低入札価格調査件数の割合は、**年々増加の傾向**にある。





低価格入札影響は？

阿南の県道工事 生き埋め事故

作業員が倒壊した土砂に巻き込まれた事故現場—2003年11月、下伊那郡阿南町

小崩落詳細調査行われず 反響

追跡

阿南の県道工事 生き埋め事故。この事故は、低価格入札の影響が疑われる。調査は、小崩落の詳細調査が行われず、反響が大きい。事故現場は、2003年11月、下伊那郡阿南町で発生した。作業員が倒壊した土砂に巻き込まれた。この事故は、低価格入札の影響が疑われる。調査は、小崩落の詳細調査が行われず、反響が大きい。

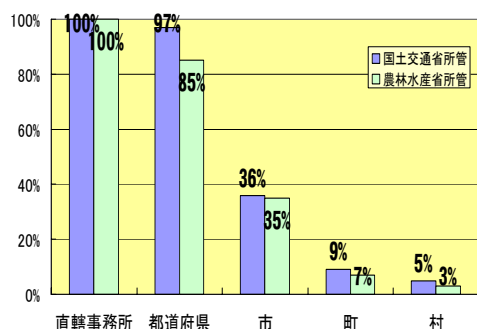
信濃毎日新聞 H16. 7. 19

公共工事における監督・検査の実施の状況

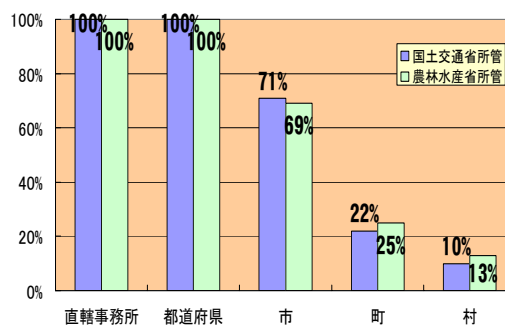
平成14年度会計検査院 会計検査結果

「公共工事の品質を確保するための監督・検査体制等の整備状況について」(特定検査項目)より

監督要領等の整備状況(整備率)



検査要領等の整備状況(整備率)

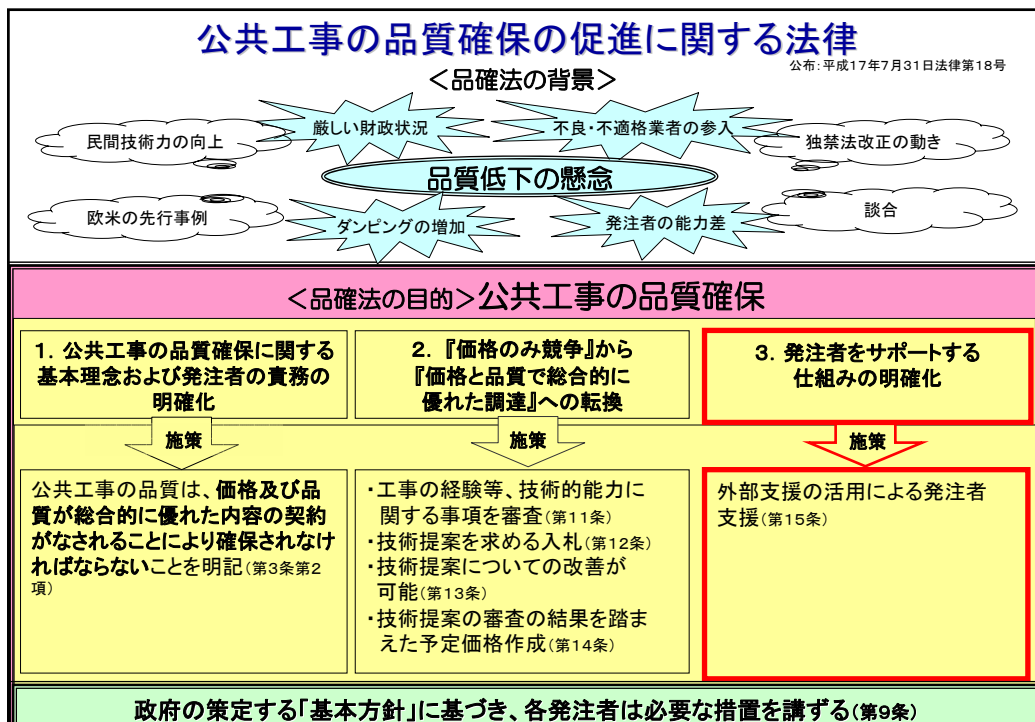


4分の1以上の市町村では技術系職員が全くない

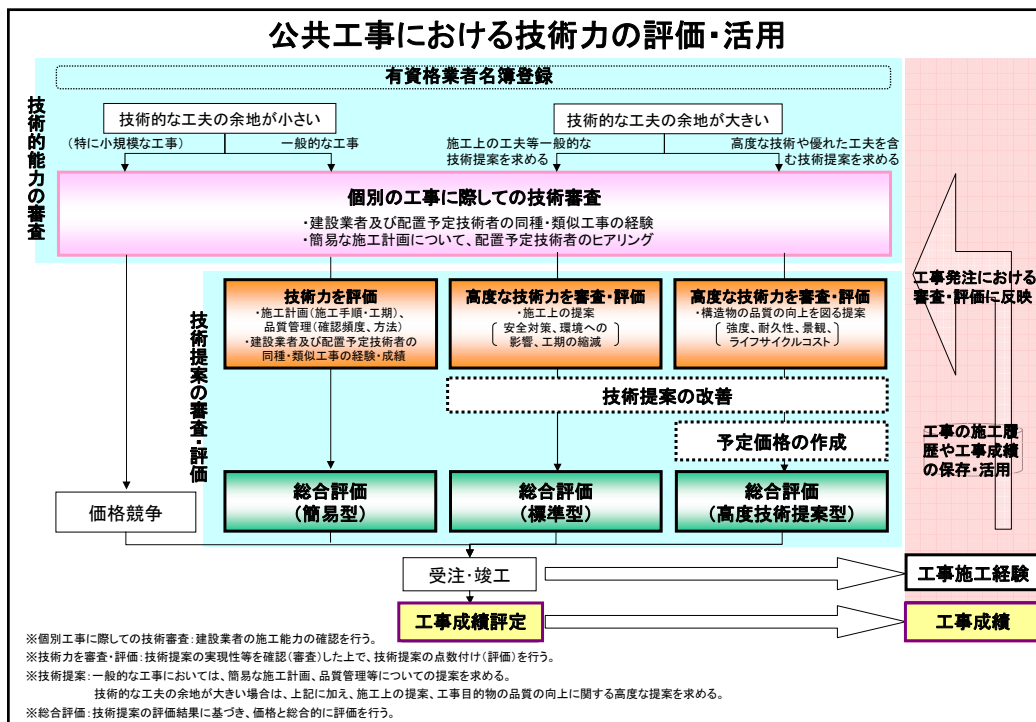
- ・公共工事の発注者には、『工事費の適切な見積り』、『適切な企業を選定』、『工事の監督及び検査を適切に実施』する責任があるが、市町村のうち約26%は一人も技術者が存在せず、これらの責任を果たせない状況
- ・『発注者の能力には大幅な差異がある』という前提に立つことが必要

区分	土木技師がいない市町村		建築技師がいない市町村		土木技師も建築技師もない市町村	
	市町村数	比率(%)	市町村数	比率(%)	市町村数	比率(%)
市(政令市含む)	14	2.8	31	6.1	10	2.0
町	439	28.9	993	65.3	422	27.8
村	206	51.9	331	83.4	202	50.9
合計	659	27.2	1355	55.9	634	26.1

(社)全国建設業協会「市町村における技術系職員数の調査結果」(2000. 4)



『公共工事の品質確保の促進に関する法律』のポイント
公共工事の品質確保に関する基本理念及び発注者の責務の明確化
〔公共工事は、物品調達とは基本的に異なり、その品質は目的物が使用されて初めて確認できるものであること、受注者の技術的能力によって品質が左右されること等を踏まえ、公共工事の品質確保に関する基本理念を定め、発注者の責務を明確化する諸規定を整備〕 ・基本理念として、公共工事の品質は、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないこと等を規定 ・発注者の責務として、発注関係事務を適切に実施しなければならないこと、必要な職員の配置に努めなければならないこと等を規定
『価格競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換
〔『価格競争』から『価格と品質で総合的に優れた調達』への転換を図り、公共工事の品質確保を促進するための諸規定を整備〕 ・発注者は、競争参加者の技術的能力を審査しなければならないことを規定 ・発注者は、技術提案を求めるよう努め、これを適切に審査・評価しなければならないことを規定 ・発注者は、技術提案について改善を求め、又は改善を提案する機会を与えること（技術的対話）ができることを規定 ・発注者は、技術提案の審査後に予定価格の作成が可能であることを規定
発注者をサポートする仕組みの明確化
〔発注者は、基本理念にのっとり発注者の責務を遂行することが必要であるものの、一部には体制が脆弱な発注者も存在することから、これらの発注者をサポートするための諸規定を整備〕 ・発注者は、発注関係事務を行うことができる者の能力の活用にも努めなければならないこと等を規定 ・この場合、発注者は、発注関係事務を公正に行うことができる条件（発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること等）を備えた者を選定することを規定



◇基本方針を踏まえた国土交通省の取り組み

◎ガイドラインの策定

→簡易型総合評価等の実施方法を記載

◎地方整備局と都道府県による連絡調整会議の実施

◎公共工事の品質確保に関する自治体向け講習会、説明会の開催

◎国土交通省で実施する研修への自治体職員の受け入れ

◎地方整備局での総合評価審査委員会の設置

◎発注者支援組織の認定制度の施行

(中部地方整備局で試行)

価格と品質で総合的に優れた調達

会計法 第29条の6第2項

価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる

価格



その他の条件

=

品質

耐久性

※工事目的物

安全性

使い易さ

見映え(景観、美観)

利便性

※施工中

環境負荷の抑制(騒音、振動、汚濁等)

工期

※工期

企業の施工能力

⇒

企業評価

総合評価方式の概要

工期、機能、安全性などの価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式

評価値が最も高い者が落札者
(予定価格の範囲内)

提案内容により
点数を付与

評価点数

落札者

評価値

予定価格

価格

技術点

応札価格

評価値 =

価格点

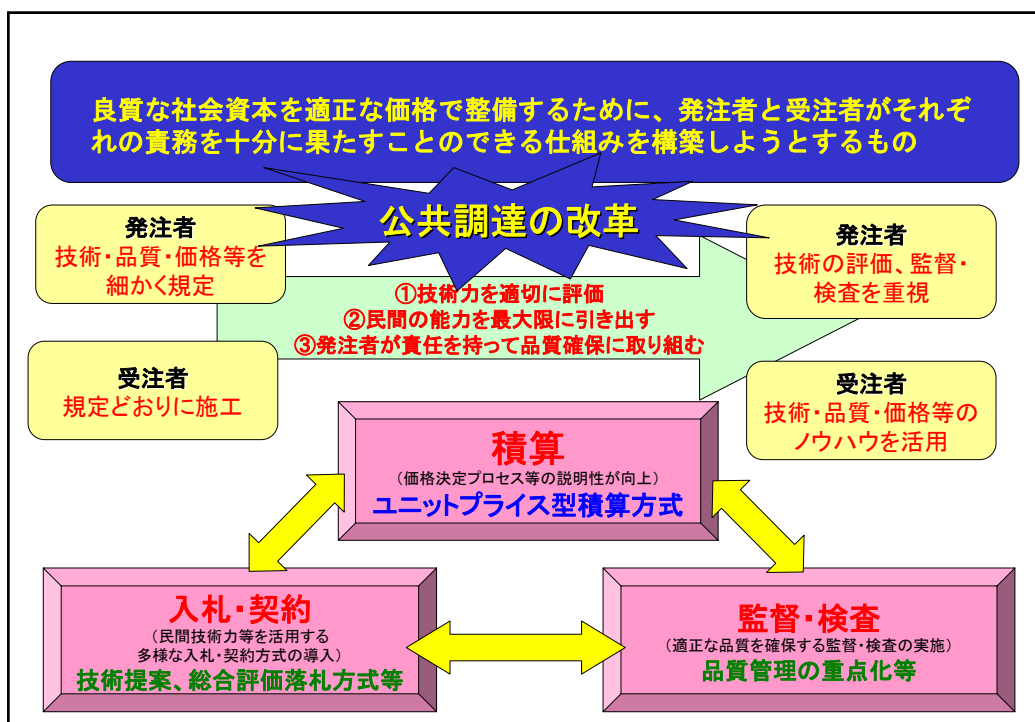
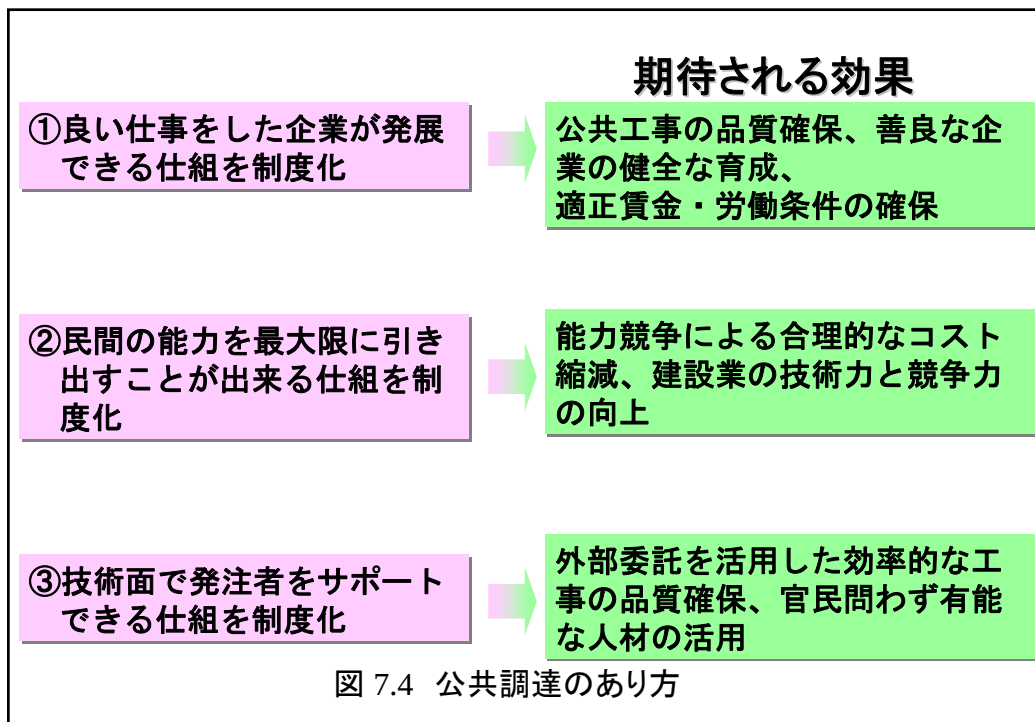
予め、入札公告等において、
技術提案を求める内容
技術提案の評価の方法
を公表

技術提案
の提出

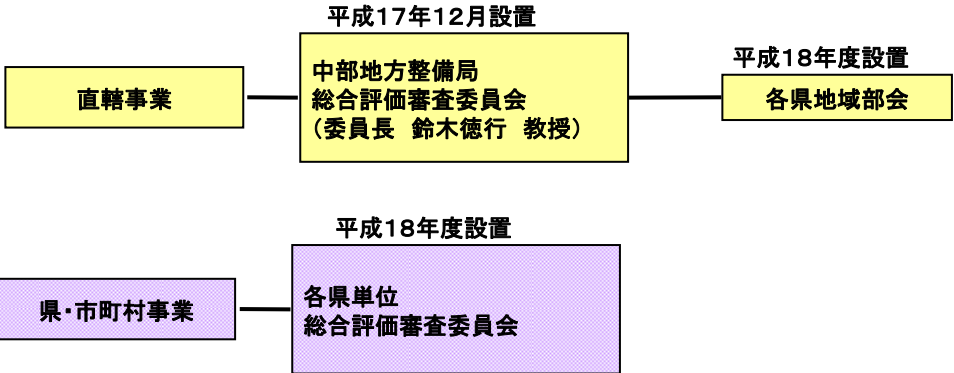
提出された技術提案を公表され
た評価方法に従って審査し、
技術提案毎に技術点を決定

【想定される総合評価の評価項目】

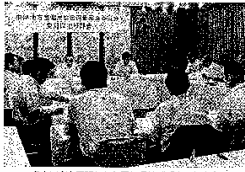
総合的なコストの削減につながる工事	維持管理費・更新費、補償費 など
工事目的物の性能・機能の向上が実現できる工事	初期性能の持続性の向上、耐久性・安定性の向上 など
社会的要請に対応した工事	環境の維持(騒音・振動・水質汚濁など)、交通の確保、安全対策、リサイクル など



総合評価審査委員会の設置



新聞社名	建通新聞
年月日	平成18年7月7日



名古屋市中で開かれた最先端地域部会の初代会

中部地方整備局の総合評価審査委員会（委員長 鈴木徳行 教授）が、7月7日（土）に名古屋市中で、最先端地域部会の初代会を開催した。この日は、最先端地域部会の委員らが、委員会の役割や、委員会の設置の経緯などについて、互いに意見を交換し、委員会の役割や、委員会の設置の経緯などについて、互いに意見を交換した。

5県に部会を設置

中部地方整備局の総合評価審査委員会（委員長 鈴木徳行 教授）が、7月7日（土）に名古屋市中で、最先端地域部会の初代会を開催した。この日は、最先端地域部会の委員らが、委員会の役割や、委員会の設置の経緯などについて、互いに意見を交換し、委員会の役割や、委員会の設置の経緯などについて、互いに意見を交換した。

外部支援の活用による発注者支援

（法 15条 発注関係事務を適切に実施できる者の活用）

1. 発注者は、自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であるときは、**他の地方公共団体その他の者の能力を活用するよう努力**。その際、知識・経験、法令順守・秘密保持等の条件を備えた者を選定。
3. 国・都道府県は、**発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係業務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力等に努力**。

（基本方針 8 発注事務を適切に実施することができる者の活用）

- (1) 国・都道府県による支援
 - 各発注者による体制の整備、発注関係事務を実施することができる者の能力を活用。
 - 国及び都道府県の支援策
 - ・ 発注関係事務を適切に実施することができる職員の育成。
 - ・ 発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力等。
- (2) 国・都道府県以外の者の活用
 - 当面、公共工事を発注する**地方公共団体等に対して設計、積算、工事管理等の支援を行うことができる公益法人等を活用**しつつ、民間企業等についても、技術的能力及び公正性を確保することで選定の対象となることができるよう必要な環境整備に努める。

☆ 中部地方における市町村支援（試行）の取組み

『公共工事発注者支援機関の認定』

○ 概要

発注者支援業務（設計・積算補助、技術審査補助、監督補助、検査補助等の業務を発注者の責任のもと支援する業務）を実施する機関を認定する制度

○ 機関の認定者：施工体制の確保に関する推進協議会（中部地方整備局・4県2政令市）

○ 機関の認定要件

- ・ 公平性、中立性が担保されること
- ・ 土木工事に関する各種基準に精通していること（専門性の担保）
- ・ 法令の遵守及び高度な守秘義務が担保されること
- ・ 業務遂行に必要な技術者が確保できること

○ 認定機関

土木工事（H17.10認定）	建築工事（H18.1認定）
（財）岐阜県建設研究センター	（財）岐阜県建設研究センター
（財）静岡県総合管理公社、	（財）静岡県建築住宅まちづくりセンター（H18. 5追加認定）
（財）愛知県都市整備協会	（財）愛知県住宅供給公社
（財）愛知水と緑の公社	
（財）三重県建設技術センター	（財）三重県建設技術センター
（社）中部建設協会	（社）中部建設協会
	（社）公共建築協会 中部地区事務局

新聞社名	建通新聞 1面
年月日	平成18年5月24日
中部整備局 自治体調査を実施 補助事業の品質確保に 向け取り組み状況など 国土交通省中部地方整備局は、補助事業で総合評価の実施する費用に、測量・試験費用を充てられることを、自治体に対してあらためて周知するとともに、補助事業や交付金企業での品質確保の取り組み状況について調査する。品質確保の取り組み状況は、自治体からの補助金交付申請時や実績報告時に補助事業を担当する各部署が確認する。22日の施工体制確保推進協議会で、協議会を構成する4県2政令市に説明した。 中部地方整備局は、同省の官房長から地方整備局長あてに4月19日付けで发出された通達を紹介。国土交通省として、補助事業工事での品質確保について、各自治体での実施予定と実施結果を調査する方針であることを説明した。 調査内容は、入札方式の概要と方式別の件数、落札決定方式の概要、技術的能力の審査方法・実施件数、工事成績評定の有無と実施件数、総合評価実施予定・実施件数など。 また取り組み状況の調査結果は整備局ホームページで公表する。 このほか、22日の推進協議会では、整備局と自治体が工事成績情報を共有するデータベース構築について課題などを検討。登録方法、登録項目などについて市町村の意見を聞くためアンケートを実施することになった。	

後世に残る土木技術の品質向上の促進へ！！

松重閘門(1930年完成)



船頭平閘門(1902年完成)



伊勢大橋(1934年開通)



世界遺産「熊野古道(松本峠)」

中部地方整備局における新しい入札・契約制度

中部地方整備局 企画部

中部地方整備局の入札契約方式の変革

従 来

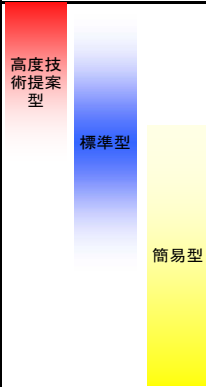
WTO対象工事以外は公募型、
工事希望型も含め指名競争入札方式



今 後

一般競争入札方式の拡大と
総合評価落札方式を併用

入札契約方式について（港湾空港部除く）

○入札方式等実施方針							
発注金額	H17入札方式(下半期)		H18入札方式(上半期)		H18入札方式(下半期)		
7. 2億円以上※	一般競争入札 (WTO)		一般競争入札 (WTO)		一般競争入札 (WTO)		
3億円以上 7. 2億未満	一般競争入札 (拡大)		一般競争入札 (拡大)		一般競争入札 (拡大)		
2億円以上 3億円未満	公募型指名競争入札 (分任官)						
1億円以上 2億円未満	工事希望型競争入札	一般競争入札 (拡大) (試行)	工事希望型競争入札	一般競争入札 (拡大) (試行)			
1億円未満							
							

※平成17年度は7. 3億円

中部地方整備局における契約方式

総合評価方式タイプ別運用区分			
()内は加算点を示す			
【一般土木の例】			
7.2億円	高度技術提案型 又は標準型(30~50点)	Aランク	7.2億円
3.0億円	標準型(30~50点)を基本 上記以外 簡易型(30点) ※工事内容によっては 高度技術提案型(30~50点)	Bランク	3.0億円
2.0億円	標準型(30~50点) 又は簡易型(30点)	Cランク	0.6億円
1.0億円	簡易型(30点)	Dランク	0.6億円
0			

一般土木・建築			
平成18年度上半期		平成18年度下半期	
発注金額 (億円)	契約方式	競争率 I II III 75以上	契約方式
7.2	一般競争	A~C (競争率加算点) 1,200点以上	一般競争
3.0	一般競争(拡大)	B	一般競争(拡大)
2.0	一般競争(拡大)	C	一般競争(拡大)
0.6	一般競争(拡大)	D	一般競争(拡大)

指名競争入札方式

メリット

信頼できる建設業者の選定
入札契約に係る事務の簡素化
良質な施工に対するインセンティブの付与等

デメリット

透明性・競争性の確保に留意

一般競争入札方式

メリット

- 手続きの客観性が高く、発注者の裁量の余地小さい
- 手続きの透明性が高く、第三者による監視が容易
- 入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く競争性が高い

デメリット

- 施工能力の乏しい者が落札し、品質の低下・工期の遅れ等の恐れ
- ダンピングによる不良不適格業者が落札する可能性を排除することが困難

工事希望型競争入札と一般競争入札における施工業者の考え方

〔工事希望型競争入札〕

○競争に参加する企業を選定基準により発注者が選定

〔一般競争入札〕

○競争に参加する企業に対して競争参加資格を課して募る

〔工事希望型競争入札〕

〔一般競争入札〕

業者選定基準

競争参加資格

- 工事等級区分により発注予定金額でのランク設定
- 本支店営業所所在地による地域設定
- 同種条件での過去の施工実績の確認(企業・技術者)

具体的な競争参加資格の公告事例

【一般土木 5,000万円の場合】

- ※一般土木工事に係るD等級であること
- ※〇〇国道事務所管内に本店、支店又は営業所が所在すること
- ※同種工事として逆T式擁壁(現場打)H=10m以上の実績があること

総合評価落札方式による入札契約の変更点

〔落札者の決定方法〕

Before

After

価 格

価 格

+

品 質

工事希望型競争入札

総合評価併用一般競争入札

○価格競争を行うためには

競争に参加する企業を**技術力により厳格に選定**

〔企業の技術力は〕

- ①企業に求める簡易な施工計画の適正度
- ②企業実績に基づく評価

○競争に参加する企業を選定しない代わりに

企業の**技術力を入札価格に換算**

〔企業の技術力は〕

- ①企業に求める技術提案の内容
- ②企業の実績に基づく評価
- ③技術者の実績に基づく評価
- ④企業の信頼力

工事希望型競争入札と総合評価併用一般競争入札の技術力評価比較 (一般土木の場合)

	工事希望型競争入札	総合評価一般競争入札
技術提案	簡易な施工計画の適正度	発注者が示す標準仕様と技術提案で出される簡易な施工計画の比較による技術の向上度
企業の実績に基づく評価	※過去10年間工事実績の有無	
	※中部地整内での過去2カ年の工事成績	
	※優良・安全その他の表彰	
	※手持ち工事の状況	
	※当年度の指名状況	—
	※本店・支店の所在地	
技術者の実績に基づく評価	—	●過去10年間の近隣地域内工事の実績
	—	●過去10年間の工事実績の有無
		●技術者の資格
		●実績工事の工事成績
		●技術者表彰
企業の信頼度	—	○

企業の信頼度

	評価項目	評価の内容	期間
①	災害復旧等の地域貢献	・災害復旧等での表彰又は感謝状での加算評価	表彰後2カ年間
②	ボランティアによる地域貢献	・道路・河川行政に係るボランティア活動による表彰や感謝状での加算評価	表彰後2カ年間
③	事故等による安全対策	施工期間中の事故等による口頭注意又は文書注意を受けた場合のマイナス評価	注意後2週間
④	贈賄等による指名停止等	贈賄等により処分を受けた企業へのマイナス評価	営業停止又は指名停止期間処置後の3～6ヶ月 文書注意後2ヶ月 口頭注意後1ヶ月
⑤	建設事業への貢献度	地域社会への信頼度が低いと判断される企業へのマイナス評価	年度単位
⑥	発注機関の信頼度	発注機関への信頼度が特に低い企業へのマイナス評価	年度単位
⑦	他機関等の信頼度	H17.10以降に他機関等でトラブルを生じ、過去2ヶ年の中部地整での受注工事の評価(工事評定)が低い企業へのマイナス評価	年度単位
⑧	技術的信頼度	H18.4以降に中部地整の工事で低入札を行い、過去の工事平均点が72点未満の企業への入札制限(参加を認めない)	低価格受注工事完了まで
		H18.4以降に中部地整の工事で低入札を行い、過去の工事平均点が72点未満の企業へのマイナス評価	低価格受注工事完了後2カ年
		H17.10以降に中部地整の工事で低入札を行い、低入札工事における評価が低い企業へのマイナス評価	低価格受注工事完了後2カ年

※工事別工事評点（過去2カ年の平均点）の考え方は以下のとおり

1) Aa舗装、Co舗装については、双方を合算した平均点とする。

2) 鋼橋上部工事については、鋼橋上部及び機械設備の水門の実績の平均点とする。

3) 管橋については、単独工種。

4) 上記1)～3)によらない工種については、上記1)～3)を除く全ての工種(港湾空港関係除く)を合算した平均点とする。

5) 過去2カ年の実績が無い業者については、『65点』の見なし点数とする。

6) 過去2カ年の実績が1工事のみの業者については、その成績に65点を加えて除した点数とする。ただし、1工事のみの成績が65点未満の業者については、その措置を行わない。

総合評価落札方式における競争入札のポイント

ポイント1

企業の技術料評価で勝得た得点が入札額の一部となる

【総合評価による落札者の決定手法】

○評価値の1番高い企業が落札者となる

評価値＝標準点(100点)＋加算点(最高30点)／入札価格：億円

標準点＝入札参加資格が確認された企業に支えられる基礎点

加算点＝企業の技術力評価で勝得た点数

【加算点1点の価値】

5,000万円の入札価格では40万円程度の価値と同等

加算点30点の企業が5,000万円で入札した場合 評価値は260点

加算点 2点の企業が4,000万円で入札した場合 評価値は255点

入札額で1,000万円の差があっても、評価値の高い企業が落札者となる

ポイント2

従来は指名競争により、工事価格の最も低い場合に受注の機会が与えられたが、今後は、参加資格を満足すれば、技術力と価格で受注の機会を得る。

総合評価落札方式における競争入札のポイント

2億円未満の工事でのポイント

《 参加資格を得るため 》

参加資格をまず得るためには、発注者が示す標準案の施工を目指す

標準案を理解のうえ、仕様書に基づき施工計画を記述

施工計画の記述がいい加減な場合は参加資格をはく奪

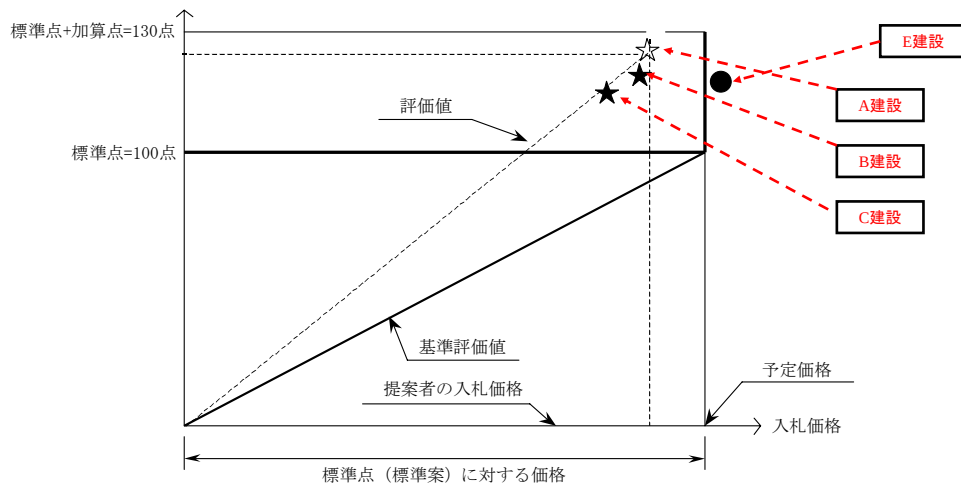
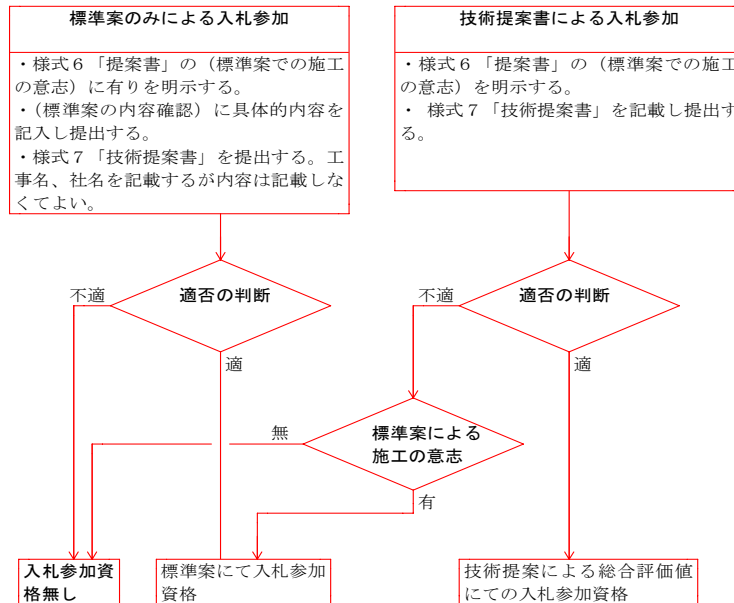
《 技術加算点を得るため 》

技術提案書に標準案を上回る技術的特性を提案

技術的特性を他の参加企業と比較し工事毎に相対評価

提案した内容は全て履行を求められるため、不履行だと成績を減点

2億円未満の総合評価落札方式における技術提案書の評価の流れ



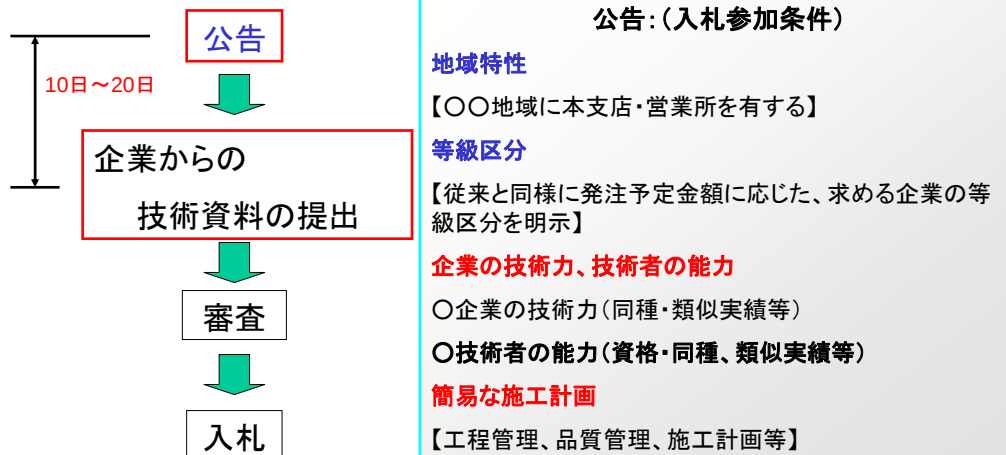
- ☆ : 落札者
 ★ : 非落札者（落札条件を満たすが他と比べ評価値が低い者）
 ● : 非落札者（予定価格以上）

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点(100点)} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

グラフの傾きの一番大きい企業が落札！

	A建設	B建設	C建設	D建設	E建設
入札価格	10（百万円）	9.6（百万円）	9.1（百万円）		11（百万円）
標準点	100点	100点	100点		100点
総合評価加算点	21点	10.5点	9.5点		10点
評価値	12.1	11.510	12.033		10

一般競争入札(拡大) 簡易型総合評価方式の技術資料提出まで



提 案 書

工事名 : _____
会社名 : _____

1. 施工の意志確認

標準案での施工の意志	有	無
	有	無

- 上記該当する方へ○を付す
- 別記様式7, 8において技術提案を提案する企業においては、技術提案が適正と認められない場合に標準案を施工する意志があるか否かを問う。
 - 別記様式7, 8において技術提案を提出する意志の無い企業においては、標準案での施工の意志を問うが、標準案での施工の意志の無い者は競争参加資格は無い。
 - 技術提案を提案する者は、別記様式7, 8に記載する事とし、記載する技術提案が適正と認められない事を想定し、上記「標準案での施工の意志」の該当する方へ○を付す事。
 - 上記「標準案での施工の意志」が無く、技術提案書(別記様式7, 8)が適正と認められない場合は、入札参加資格は無しとする。

2. 標準案の内容確認

項 目	「〇〇工における〇〇対策」について、発注者が設定している標準案の理解力を確認する。
○ (材料)	1. 材料および配合について
○ (施工方法)	2. 施工方法について
○ (安全管理)	3. 安全管理について

(注意事項)

- 別記様式7, 8において技術提案を提案しない者は、上記の標準案内容確認について記載する事とし、記載する内容が適正と認められない場合は、競争参加資格なし。
- 標準案で施工する事となった企業においては、技術提案についての加算点評価は無い。
- 標準案内容確認に記載する内容は、各項目事項にあわせて詳細に記載すること。(「共通仕様書や特記仕様書による」などの抽象的な記載は認めない。)

技 術 提 案 書

施工上配慮すべき事項

工事名 :
会社名 :

施工上配慮すべき事項	「〇〇工における〇〇対策」について
------------	-------------------

項 目	具 体 的 な 施 工 計 画
○ (材料)	1. 材料および配合についての工夫・提案
○ (施工方法)	2. 施工方法についての工夫・提案
○ (施工管理)	3. 施工管理についての工夫・提案

注) 標準案のみで施工する場合は、本様式に記載する必要は無いが、工事名及び会社名のみ記入して提出すること。(加算点評価は無し)